# (仮称) 富谷市成田二期北土地区画整理事業 環境影響評価準備書に係る答申(案)

## 1 全般的事項

- (1) 当事業は、富谷市西成田地区・穀田地区において山林等を大規模に地形改変する 事業である。そのため、多くの環境影響があることが明らかになっていることから、 事業計画の検討に当たっては、代償措置の前に、特に豊かな自然環境を持つ沢筋を 存置するなどの環境保全措置を講じて、環境への影響の回避・低減にさらに配慮す ること。
- (2) 予測結果に不確実性を伴う項目等について、事後調査を適切に実施し、その結果 を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。
- (3) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 対象事業実施区域周辺の住民、関係自治体である富谷市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。
- (5) 土地の供用後のビオトープの管理体制について、評価書に記載すること。
- (6) これまでに本事業の隣接地では、仙台北部道路・富谷ジャンクションの新設、宅地造成事業等が既に実施されていることから、今後、各事業者からの情報収集に努め、累積的な環境影響について適切な評価を行うこと。

# 2 個別的事項

#### (1) 騒音

工事中の建設機械による騒音と工事用車両の交通騒音について、騒音の重複が予想 される場合、等価騒音レベルの複合騒音の予測及び評価を評価書に記載すること。

#### (2) 地形及び地質

対象事業実施区域の地形を、日本の地形レッドデータブックに記載のある県内の丘陵地と類似の特徴が認められる地形と評価しているのであるから、本事業に伴う改変により失われる重要な地形と、改変せずに残す地形のそれぞれについて、適切に評価し、評価書に記載した上で、その改変を極力小さくするための回避・軽減措置を講ずること。

#### (3) 動物

イ サンショウウオ類の移植は困難であるため、移植などの代償措置ではなく、生息

地への影響を回避すること。

また、改変によって失われる生物や生息地については、その事実を評価書に記載すること。

ロ 飛翔軌跡に基づき、別図でオオタカ、サシバ及びノスリの行動圏内部構造を示す こと。また、本計画に伴い、行動圏、高頻度利用域、営巣中心域のそれぞれが面的 にどの程度消失するかを定量的に評価書に示した上で、猛禽類への影響がより少な い回避・軽減措置を講じること。

なお、行動圏内部構造に関し、「猛禽類保護の進め方」等の資料に基づき描いているが、ここでの指針は営巣情報のみの場合の対応であり、本事業では P707 に示されているように飛翔軌跡が描かれているので、これをもとに行動圏、高頻度利用域、営巣中心域を描き、評価書で示すこと。

## (4) 植物

- イ 重要な植物種が生育している区域について、代償措置が計画されているが、絶滅 危惧 I 類であるベニシュスラン、キンセイランの 2 種はいずれもラン科で、非常に 移植が難しい分類群であるため、代償措置ではなく環境保全措置を優先して行うこ と。
- ロ 発見された植物が本当にオオアカウキクサである場合、宮城県内においては新産 となるため、その生育地の改変を行わないこと。

なお、発見されたのが外来種であるニシノオオアカウキクサであった場合は、誤って移植してしまうことで生じるリスクがあるため、移植しないこと。

ハ ノダイオウの代償措置が提案されているが、ノダイオウは外来種のエゾノギシギシと容易に交配し、雑種後代を作る可能性がある。その結果、元のノダイオウに置き換わり、外来種の遺伝子が入った個体だけになる可能性がある。

代償措置の検討に当たっては上記に配慮し、評価書に記載の上、代償措置を実施すること。

### (5) 生熊系

サンショウウオ類に代表される「里山における水域と樹林の連続性 (p. 1072)」の評価に不十分な点が見受けられる。p1041 では、サンショウウオ類について森林の生息地の好適性区分や行動圏の推定が行われているが、p. 994 ではサンショウウオ類が「水辺の希少種」に含まれており、また、評価結果においては水域と樹林の連続性や森林の生息地の質の確保に触れられていない (p. 1084)。里山の生態系の重要な特性の一つであり、多くの動植物の生育基盤とされる「水域と森林の連続性」について、その環境影響評価を踏まえて環境保全措置を講じること。

# (6) 放射線の量

工事中に調整池や排水された雨水の流末で、空間線量をモニタリングすること。また、粘土微粒子(シルト)が堆積しやすい場所の土砂の取り扱いに注意すること。